

北海道部活動の地域移行に関する推進計画

令和 5 年 3 月

北海道教育委員会

目次

はじめに	1
・ 部活動の意義	1
・ 北海道における部活動を取り巻く状況	2
・ これまでの道教委の取組	4
・ 道民意識調査	5
・ 部活動の地域移行に関するアンケート調査	7
・ 部活動の地域移行の目的	11
・ 計画の位置付けと推進体制等	11
第1章 国の動向	13
第2章 北海道における方向性	15
第3章 道教委の取組とスケジュール	16
1 道教委の取組	16
2 道教委のスケジュール	18
第4章 市町村の取組と実施イメージ	20
1 市町村の取組	20
2 市町村の実施イメージ	24

はじめに

(部活動の意義)

部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与するなど大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上など、学校運営上も意義があり、さらに、学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

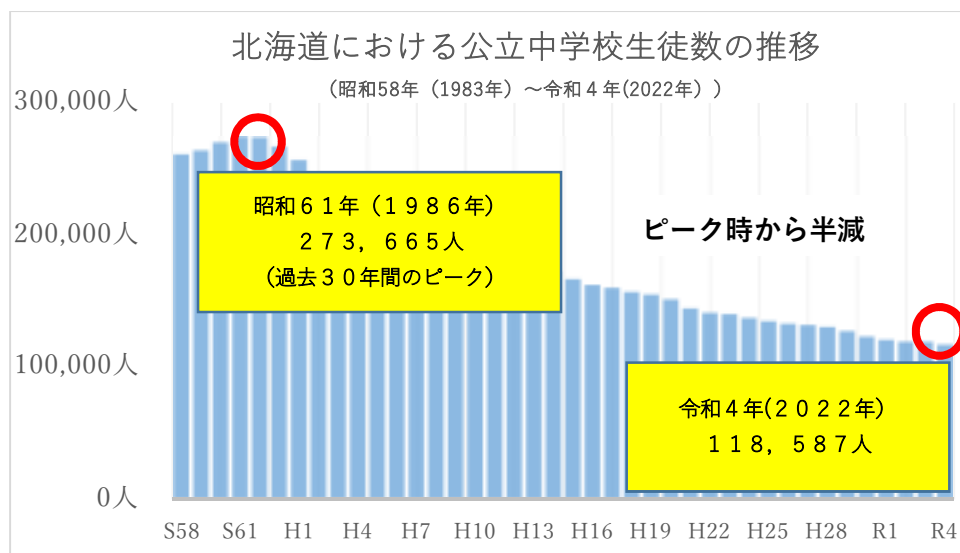
これらのほか、部活動は、スポーツ・文化芸術の振興にも大きく貢献しており、様々な観点からその意義や価値等が論じられてきました。例えば、大会が切磋琢磨の機会となり、競技力向上等に寄与してきたとの声がある一方、大会での上位の成績を目指すことが練習の長時間化・過熱化につながっていると指摘する声や、高校を卒業すると活動をやめてしまい、生涯にわたるものになっていないという声、スポーツや文化芸術を楽しむことを重視したいという声、複数の種目を経験すべきという声など、部活動に対して様々な意見があります。

国のスポーツ基本計画（令和4年（2022年）文部科学省）では、子どもにとっても大人にとっても「多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人との触れ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる」とされており、また、文化芸術推進基本計画（平成30年（2018年）閣議決定）では、「文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること」や「文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること」などとされています。

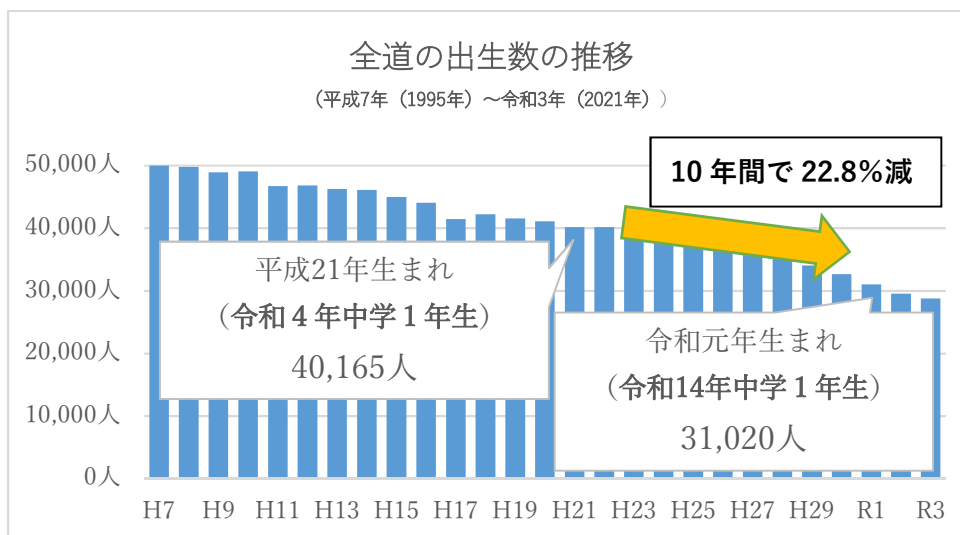
こうした部活動の意義を継承・発展させ、さらに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要です。

(北海道における部活動を取り巻く状況)

学校の部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しています。現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、道内の公立中学校の生徒数は昭和61年(1986年)のピーク時から半数以下となっており、今後も減少が継続する見込みです。

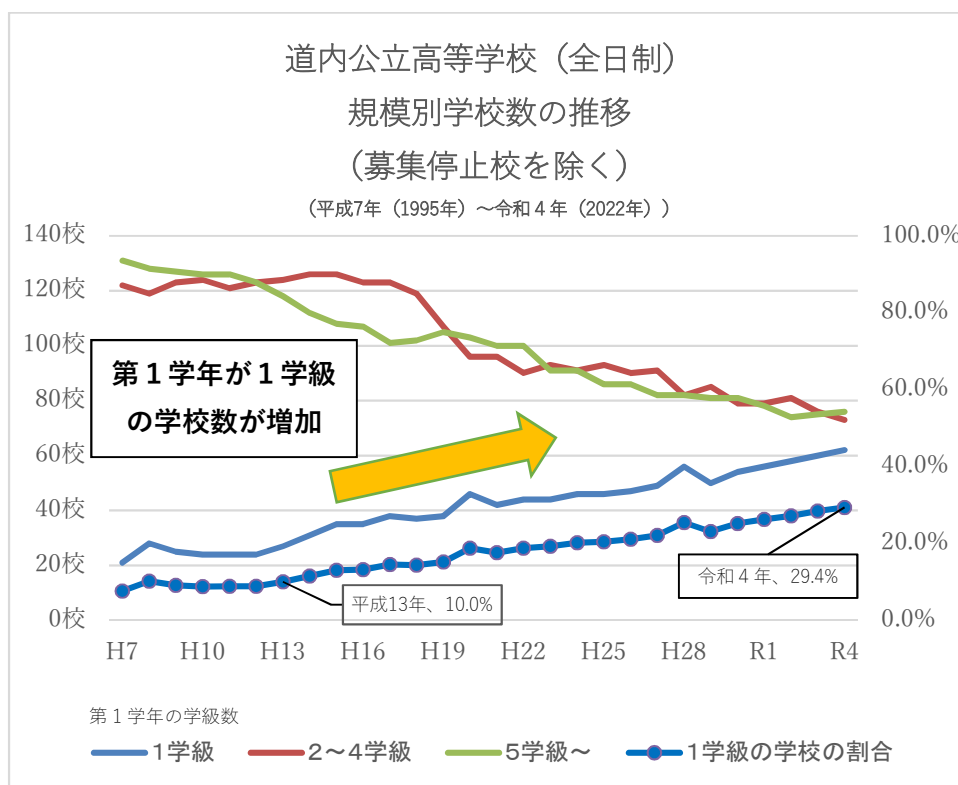


(文部科学省「学校基本調査」による)



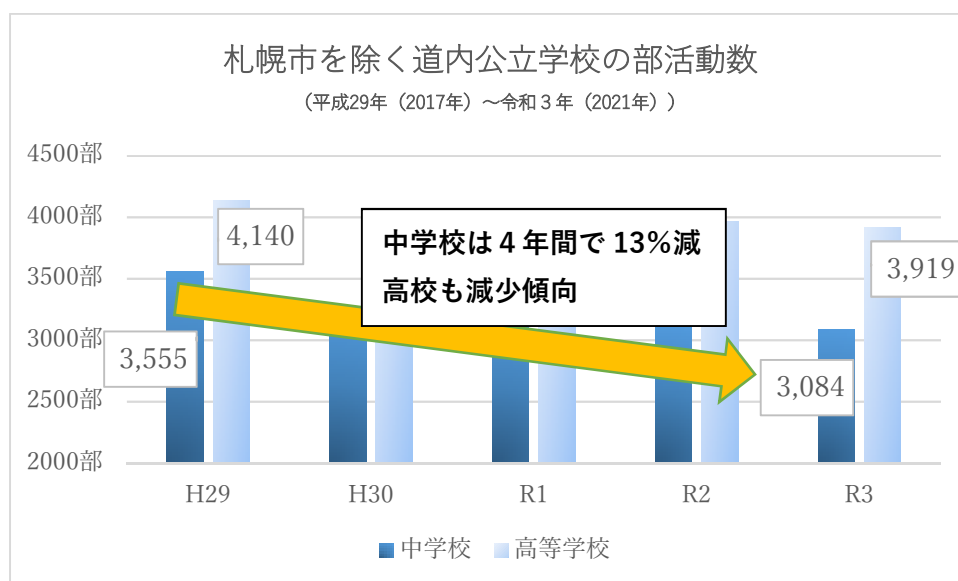
(厚生労働省「人口動態統計」による)

道内の公立高等学校においても生徒数の減少などから学校の小規模化が進んでいます。第1学年が1学級の小規模校は、平成13年(2001年)に全体の1割でしたが、現在約3割となっており、生徒のニーズに応じた部活動の実施が難しくなってきました。



(北海道教育委員会「公立高等学校配置計画」による)

道内公立中学校及び高等学校が設置する部活動数も減少傾向にあり、特に中学校では、平成29年(2017年)からの4年間で約13%の減少となっています。



(北海道教育委員会「部活動に係る調査」による)

さらに、部活動の指導や大会への引率、運営への参画が休日にも及ぶなど、教員の負担が非常に大きくなっています。例えば、中学校、高等学校の教員が週休日等の勤務時間外に行っている業務の中で、部活動を行っている時間は、成績処理や教材研究・授業準備よりも、長くなっている実態があります。

他方、部活動指導員等に地域の人材を活用したり、地域の少年団やスポーツ・文化協会と連携したりするなど、地域と連携している学校は半数程度にとどまっています。

地域等と連携していると回答した学校の割合（札幌市を除く道内公立学校）

学校種	地域と連携している
中学校	52.6%
高等学校	46.8%
特別支援学校	41.4%

（北海道教育委員会「部活動に係る調査」（令和3年（2021年））による）

（これまでの道教委の取組）

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、令和3年度（2021年度）、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境と学校の働き方改革の実現に向けて、スポーツ庁及び文化庁の委託を受け、登別市、紋別市及び当別町で部活動の地域移行に関する実践研究を進めてきました。



実践研究の成果としては、「部活動改革の必要性について理解が得られた」、「意欲のある教員や外部指導者の指導が効果的に行われた」といった点が挙げられました。一方で、課題としては、「指導者不足」、「受け皿団体づくりの難しさ」、「地元人材の活用や育成が必要」といった点が挙げられました。

令和4年度（2022年度）には、登別市において、部活動の地域移行に関する実践研究を継続するとともに、希望する市町村に専門家を派遣する「部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業」を実施し、地域の実情に合った部活動の地域移行に関する検討が進むよう取り組んでいます。

（道民意識調査）

令和4年（2022年）9月には、令和4年度道民意識調査において、部活動改革（部活動の地域移行）について幅広く道民の意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

「中学校の部活動に求めるもの」との質問に対する回答では、「豊かな人間性を育み、自己肯定感を高めること」が最も多く57.1%、「スポーツや文化に親しみ、楽しむこと」が51.2%と高い一方で、「大会やコンクールなどでよい成績をとること」は4.1%であり、大会等の成績よりも自己肯定感を高めることや、スポーツ・文化を楽しむことを重視していることがうかがえる結果となりました。

「部活動の地域移行を進めることとした場合、重視すべきこと」との質問に対する回答では、「少子化の中でも、生徒がスポーツ・文化に親しむ機会を確保すること」が60.0%と最も高い結果となりました。

「地元で地域移行後の受け皿となる団体がない場合など、どう対処したら良いと思いますか」との質問に対する回答では、「外部から指導者を招き、市町村内で指導を受けられるようにする」が48.6%と最も高い結果となり、自分の住む町でスポーツ・文化に親しめる環境を求めている一方で、「近隣の市町村で中学生が活動できるよう検討する」が19.3%と2番目に高くなっており、一市町村で対応が難しい場合などには、複数の市町村が合同で環境を整備することも有効だと考えられていることがうかがえます。

「少子化に伴う生徒数の減少によって、部活動の維持が難しくなっており、また、部活動が教員の長時間勤務の要因の一つとなっています。その解消のためにどう対処したらよいと思いますか」との質問に対する回答では、「部活動は地域の団体や民間企業が指導し、教員は授業準備など本来業務に専念する」が59.2%、「土日をはじめ、教員が部活動をしなくてもよい日を設ける」が54.9%となりました。

令和4年度道民意識調査「部活動改革（部活動の地域移行）について」

（令和4年（2022年）9月）

調査地域	調査対象	標本数	抽出方法	有効回収数 (率)
北海道全域	満18歳以上の個人	1500サンプル	層化二段無作為抽出法	860 (57.3%)

問1 中学校の部活動に求めるものとして、あなたの考えに近いものはどれですか。

（2つまでの複数回答）

回答選択肢	回答数	割合
豊かな人間性を育み、自己肯定感を高めること	491	57.1%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	440	51.2%
好ましい人間関係を築くこと	336	39.1%
体力や技能などを向上させること	245	28.5%
興味に応じて複数の種目を経験すること	82	9.5%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	35	4.1%

問2 部活動の地域移行を進めることとした場合、重視すべきことはどれですか。

回答選択肢	回答数	割合
少子化の中でも、生徒がスポーツ・文化に親しむ機会を確保すること	516	60.0%
教員が授業準備など本来業務に専念できること	177	20.6%
スポーツ・文化の裾野の拡大	93	10.8%
スポーツ・文化のまちづくり	51	5.9%

問3 地元で地域移行後の受け皿となる団体がない場合など、どう対処したら良いと思いますか。

回答選択肢	回答数	割合
外部から指導者を招き、市町村内で指導を受けられるようにする	418	48.6%
近隣の市町村で中学生が活動できるよう検討する	166	19.3%
関係者で受け皿になる団体の設置を検討する	152	17.7%
わからない	110	12.8%

問4 少子化に伴う生徒数の減少によって、今の部活動を維持することが難しくなっており、また、部活動が教員の長時間勤務の要因の一つになっています。その解消のためにどう対処したらよいと思いますか。(2つまでの複数回答)

回答選択肢	回答数	割合
部活動は地域の団体や民間企業が指導し、教員は授業準備など本来業務に専念する	509	59.2%
土日をはじめ、教員が部活動を指導しなくてもよい日を設ける	472	54.9%
部活動の種目数、活動日数や時間を減らす	167	19.4%
わからない	71	8.3%

(部活動の地域移行に関するアンケート調査)

令和4年(2022年)11月には、全道の小学校5・6年生、中学生とそれぞれの保護者、高校生を対象に「部活動の地域移行に関するアンケート調査」を実施しました。

「部活動に求めるもの」との質問に対しては、児童・生徒の回答では「仲間とのよい人間関係を作ること」が最も多く、保護者の回答では「人間として成長し、自信をもてるようになること」が多くなっており、好ましい人間関係を築くことや自己肯定感を高めることなどを求めていることがうかがえる結果となりました。

「休日の部活動を地域に移行した場合、どのような活動があったら参加したいか」との質問に対しては、児童・生徒の回答では「平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目」、「いろいろな種目を体験できる活動」、「楽しむことを目的とした活動」が上位3つに、保護者の回答では「平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目」、「スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動」、「いろいろな種目を体験できる活動」が上位3つとなっており、休日には、平日の活動と同じ種目だけでなく、いろいろな種目を体験できる活動や、楽しむことを目的とした活動など、幅広いニーズがあることがうかがえる結果となりました。

地域移行に当たっては、こうした児童・生徒の希望を重視しつつ、検討を進めることが重要です。

また、「中学校の部活動で保護者が負担している部費や遠征費等」については、1年あたり平均して16,353円負担していること、「休日の部活動が地域に移行した場合の1か月あたりの参加費等」については、小学校の保護者では平均して3,559円、中学校の保護者では平均して3,446円まで許容できるとの結果で

した。

こうした調査結果を踏まえ、地域において子どもたちがスポーツ・文化芸術に親しめる持続可能な環境の整備を支援する取組を進めていきます。

部活動の地域移行に関するアンケート調査（令和4年11月）

対象	小学校 5・6年生	小学校 保護者	中学生	中学校 保護者	高校生	計
回答数	1,931	2,664	3,032	3,948	7,368	18,943

問1 部活動に求めるもの（2つまでの複数回答）

小学5・6年生

回答選択肢	回答数	割合
仲間とのよい人間関係を作ること	949	49.1%
体力や技能などを向上させること	729	37.8%
人間として成長し、自信をもてるようになること	597	30.9%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	480	24.9%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	434	22.5%
1つに限らず、興味をもった種目を体験すること	224	11.6%

中学生

回答選択肢	回答数	割合
仲間とのよい人間関係を作ること	1,358	44.8%
体力や技能などを向上させること	1,231	40.6%
人間として成長し、自信をもてるようになること	1,006	33.2%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	961	31.7%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	738	24.3%
1つに限らず、興味をもった種目を体験すること	233	7.7%

高校生

回答選択肢	回答数	割合
仲間とのよい人間関係を作ること	3,567	48.4%
人間として成長し、自信をもてるようになること	3,049	41.4%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	2,247	30.5%
体力や技能などを向上させること	2,041	27.7%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	1,800	24.4%
1つに限らず、興味をもった種目を体験すること	513	7.0%

小学校保護者

回答選択肢	回答数	割合
人間として成長し、自信をもてるようになること	1,754	65.8%
仲間とのよい人間関係を作ること	1,515	56.9%
体力や技能などを向上させること	786	29.5%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	656	24.6%
1つに限らず、興味をもった種目を体験すること	213	8.0%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	208	7.8%

中学校保護者

回答選択肢	回答数	割合
人間として成長し、自信をもてるようになること	2,635	66.7%
仲間とのよい人間関係を作ること	2,203	55.8%
体力や技能などを向上させること	1,221	30.9%
スポーツや文化に親しみ、楽しむこと	975	24.7%
大会やコンクールなどでよい成績をとること	344	8.7%
1つに限らず、興味をもった種目を体験すること	238	6.0%

問2 休日の部活動を地域に移行した場合、どのような活動があったら参加したいか
(複数回答)

小学5・6年生

回答選択肢	回答数	割合
楽しむことを目的とした活動	770	39.9%
いろいろな種目を体験できる活動	756	39.2%
平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目	716	37.1%
スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動	575	29.8%
学校の部活動にはない種目を体験できる活動	337	17.5%
参加したくない	265	13.7%

中学生

回答選択肢	回答数	割合
平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目	1,359	44.8%
楽しむことを目的とした活動	1,009	33.3%
いろいろな種目を体験できる活動	958	31.6%
スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動	718	23.7%
参加したくない	624	20.6%
学校の部活動にはない種目を体験できる活動	436	14.4%

高校生

回答選択肢	回答数	割合
平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目	2,870	39.0%
楽しむことを目的とした活動	2,350	31.9%
いろいろな種目を体験できる活動	1,811	24.6%
参加したくない	1,694	23.0%
スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動	1,255	17.0%
学校の部活動にはない種目を体験できる活動	681	9.2%

小学校保護者

回答選択肢	回答数	割合
平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目	1,478	55.5%
スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動	1,073	40.3%
いろいろな種目を体験できる活動	909	34.1%
楽しむことを目的とした活動	820	30.8%
学校の部活動にはない種目を体験できる活動	531	19.9%
参加させたくない	181	6.8%

中学校保護者

回答選択肢	回答数	割合
平日活動しているスポーツ・文化活動と同じ種目	2,296	58.2%
スポーツの基本となる身体の使い方を学ぶ活動	1,568	39.7%
いろいろな種目を体験できる活動	1,206	30.5%
楽しむことを目的とした活動	1,106	28.0%
学校の部活動にはない種目を体験できる活動	810	20.5%
参加させたくない	232	5.9%

問3 中学校の部活動で保護者が負担している部費や遠征費等の年額
平均 16,353 円

問4 休日の部活動が地域に移行した場合の1か月あたりの参加費等の許容額
小学校の保護者平均 3,559 円
中学校の保護者平均 3,446 円

(部活動の地域移行の目的)

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。

その際、部活動の教育的意義については、地域の運営団体・実施主体※による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験、在籍校を越えた同世代の生徒や様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが大切と考えています。

また、部活動の地域移行の取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものと考えています。

※ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられます。

(計画の位置付けと推進体制等)

令和4年(2022年)12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)では、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしています。

道教委では、国のガイドラインが改革推進期間とする令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間を計画期間とし、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

本計画は、少子化の中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けた北海道における具体的な取組とスケジュール、市町村の取組と実施イメージなどについて記載しました。

市町村においては、国のガイドライン及び本計画を市町村の推進計画等の策定や地域移行に向けた取組の参考とするなどしながら、地域の実情に応じて取組を進めることが望ましいと考えています。

道教委は、「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携しながら、本計画に基づく施策を推進します。

道教委や市町村における本計画の進捗状況については、毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等の代表者で構成する「部活動関係者会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

また、北海道が策定する北海道スポーツ推進計画、北海道文化振興指針等に基づき実施する各種施策と連携して取り組むとともに、SDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- ・ すべての人に健康と福祉を (目標 3)
- ・ 質の高い教育をみんなに (目標 4)
- ・ 働きがいも経済成長も (目標 8)
- ・ 住み続けられるまちづくりを (目標 11)
- ・ パートナリーシップで目標を達成しよう (目標 17)



なお、本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。

改革推進期間終了後において、部活動の地域移行に向けた環境整備に係る状況を評価・分析し、国の動向を踏まえながら継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に向けて取り組みます。

第1章 国の動向

学校における部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁から、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきました。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）
（平成29年（2017年）12月中央教育審議会）

：部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年（2018年）3月スポーツ庁）及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年（2018年）12月文化庁）

：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年（2019年）1月中央教育審議会）

：地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年（2019年）11月衆議院文部科学委員会・同年12月参議院文教科学委員会）

：部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年（2020年）9月文部科学省）

：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年（2022年）6月）及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（同年8月）

：休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年（2022年）12月スポーツ庁・文化庁）

：学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの

休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援

第2章 北海道における方向性

学校の部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中で学校規模が縮小し、部活動の維持が困難になる中でも、将来にわたり北海道の子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができるよう環境を整備する必要があります。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものです。

公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。

なお、平日における地域移行については地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況を検証し、更なる検討をすることが必要と考えています。

公立高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）については、義務教育を修了し進路選択した生徒が自らの意思で部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でスポーツや文化芸術に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にあること、一方で北海道においては小規模な高等学校が多いことなどを踏まえ、スポーツや文化芸術を通じた生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、学校種を越え、中学校等との合同練習を実施することや地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動することなど、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組むことが大切と考えています。

地域の実情等によっては、平日と休日を一体としてスポーツ・文化芸術環境を構築することや、平日から先に構築すること、既に小規模になっている公立高等学校等について休日の部活動から段階的に地域移行することなども考えられるため、どのような進め方が地域の実情等に照らしてふさわしいかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていくことが必要と考えています。

特別支援学校の生徒についても、参加を希望する全ての生徒がスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境を構築する観点から、休日に行われる地域での活動に参加できるよう諸条件を整えていくことが望まれています。

第3章 道教委の取組とスケジュール

1 道教委の取組

地域移行に向けた主な課題と解決に向けた道教委の取組について、(1)から(7)まで示します。

(1) 運営団体・実施主体の整備

地域移行の取組を進めていくためには、地域の実情に応じて、運営団体・実施主体の整備充実を進める必要があります。道教委は、市町村に先進地域等の事例を提供するとともに、複数の市町村が合同で運営団体・実施主体となる団体等を整備する場合に調整の場を設置します。また、必要に応じて、財源の確保等について市町村に助言を行います。

団体を運営する際の原則である「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(令和元年(2019年)8月スポーツ庁策定)を市町村及び運営団体・実施主体等に周知します。

(2) 指導者の確保

多くの地域において指導者を確保することが困難な状況を踏まえ、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、市町村に先進地域等の事例を提供するとともに、地域での指導を希望する人材(ICTを活用した遠隔指導を行える人材を含む。)の登録制度を準備し、登録した人材の名簿を市町村に提供する人材バンクを整備します。

また、兼職兼業によって指導を行う際に、長時間の指導に従事することや、指導を希望しない教員が強要されることがないように兼職兼業の運用に係る考え方を整理し、地域での指導を希望する公立学校の教員が任意に登録及び登録の解除を行うことができる人材バンクを整備するとともに、必要に応じて、財源の確保等について市町村に助言を行います。

(3) スポーツ・文化施設の確保

地域クラブ活動の活動場所としては、地域の小・中学校や、スポーツ・文化施設、社会教育施設、地域の団体や民間事業者等が有する施設だけでは、地域の中学校等の生徒が活動するためには不足することが想定されるため、使用可能な道立施設については積極的に活用を促します。

また、施設の利用ルールの改善や利用団体間での調整が必要となることを想定し、市町村に先進地域等の事例を提供するとともに、必要に応じて、財源の確保等について市町村に助言を行います。

(4) 大会・コンクール等の見直し

参加資格が学校単位に限定されている全道規模の大会・コンクール等については、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請します。

また、主催者が地域クラブ活動も参加できる大会等にするよう促すため、大会等に関する支援の在り方について、見直しを検討します。

なお、大会・コンクール等は、生徒が切磋琢磨^{さたく}する機会となり、専門的な活動に進むきっかけや技能向上等に寄与してきましたが、一部には、練習の長時間化・過熱化等につながる状況等がみられるため、大会等の主催者に対し、生徒や教員の過度な負担とならないよう大会等の運営体制を適切なものとするよう要請を行います。

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われ、必ずしも教員が担う必要のない業務です。

しかしながら、一部では「部活動は必ず学校において設置・運営するもの」、「必ず教員が指導しなければならないもの」といった意見もみられ、理解が十分ではないことから、部活動の設置・運営が法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しないこともあり得ることや、学校で部活動を実施する場合には教員のほか部活動指導員などが指導できること、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われることなどについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進するため、周知を行います。

(6) 費用分担に関する意識の醸成

地域クラブ活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担となるような額となると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなるおそれがあるため、家庭の経済的な状況に関わらず、誰でもスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保することは重要な課題です。市町村に先進地域等の事例を提供するとともに、必要に応じて、財源の確保等について助言を行います。

また、地域クラブ活動の会費はサービスの対価という趣旨だけではなく、

地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していくため、広報・啓発を行います。

(7) 取組の促進

各地域における整備状況等が異なるため、スポーツ・文化芸術環境の整備充実に時間を要する市町村があることを想定し、市町村における取組状況を定期的に把握し、必要に応じて指導助言を行います。

また、部活動の地域移行の取組について、随時ホームページ等で公開するなど、広報・啓発を行います。

2 道教委のスケジュール

国が改革推進期間と位置付けている令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの道教委における取組のスケジュールは以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 運営団体・実施主体の整備	・事例の提供	→	
	・複数市町村が合同で、運営団体を整備する場合の調整	→	
	・財源の確保等の助言	→	
	・周知	→	→
(2) 指導者の確保	・事例の提供	→	
	・人材バンクの整備	→	
	・財源の確保等の助言	→	

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(3) スポーツ・文化施設の確保 ・事例の提供 ・道立施設の活用 の検討 ・財源の確保等の助言			
(4) 大会・コンクール等の見直し ・大会主催者等への要請 ・支援の在り方の見直し			
(5) 部活動の位置付けについての理解の促進 ・周知			
(6) 費用負担に関する意識の醸成 ・事例の提供 ・財源の確保等の助言 ・広報・啓発			
(7) 取組の促進 ・市町村への取組状況の把握及び指導助言 ・広報・啓発			

第4章 市町村の取組と実施イメージ

1 市町村の取組

ここでは、部活動の地域移行に向けた市町村の課題と解決に向けた取組について、はじめに総論を示し、その後で(1)から(6)まで各論を示します。

総論 地域における新たなスポーツ・文化芸術等に親しむ環境の在り方

(生徒や地域の状況に応じた機会の確保)

地域移行する際に、単に現行の部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、生徒のニーズに十分にに応じることができなかったり、大会での成績等を重視した活動が多くなったりするなど、学校の部活動が抱える課題がそのまま引き継がれてしまうおそれがあります。また、多くの市町村では、学校の部活動をそのまま受け入れることができる団体等が存在しないことが考えられます。このため、地域移行後の活動内容については、現行の部活動の課題や地域の実情、生徒のニーズや地域の意向等を踏まえ、検討していくことが大切です。

学校での部活動は、競技志向の活動が一部で行われており、スポーツや文化芸術等を楽しみたいという生徒、苦手な生徒、障がいのある生徒等、多様な生徒のニーズに十分に応じたものになっていないという課題があります。

市町村が部活動の地域移行に取り組む際には、部活動に所属する生徒だけでなく、参加を希望する全ての生徒を想定し、複数種目を経験できる活動や、レクリエーション的な活動、性別や障がいの有無に関わらず誰もが一緒に参加できる活動、地域の特性を生かした活動など多様な活動内容を可能な限り確保することや、生徒の自主性・自発性を尊重しつつ、他の世代の活動に生徒が加わることも大切です。

なお、障がいの有無にかかわらず参加できる活動の実施に当たっては、社会福祉団体、障がい者スポーツ・文化団体等と連携することが考えられます。

(地域クラブ活動と学校の連携)

地域クラブ活動は、国のガイドラインでは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものであり、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校における部活

動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携することが重要とされています。

(休日の部活動の地域移行)

公立中学校等を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す必要があると考えています。

合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合には、例えば、拠点校方式による合同部活動を導入しながら、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、学校の設置者が部活動指導員を適切に配置し、生徒の活動環境を確保するなど部活動の地域連携から取り組むなど、段階的な体制整備を進めることも考えられます。

なお、平日における地域移行については地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況などを検証し、更なる検討をすることが必要と考えています。

各論

(1) 運営団体・実施主体の整備

地域の実情に応じて、地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の整備が大切です。運営団体・実施主体としては、総合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体、民間事業者等のほか、学校と関係する組織(地域学校協働本部や保護者会、複数の部活動が統合し設立する団体等)なども考えられます。

この運営団体・実施主体の検討に当たっては、市町村教育委員会、スポーツ・文化担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などの体制を整備することが大切と考えています。

また、単独の市町村では、運営団体・実施主体の整備が困難な場合には、移動手段を確保するなどしながら近隣の市町村と連携することも有効であり、必要に応じて、道教委は調整の場を設置します。

なお、運営団体・実施主体が決定した場合には、団体を運営する際の原則

である「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（令和元年（2019年）8月スポーツ庁策定）を当該団体等に周知することが大切と考えています。

(2) 指導者の確保

地域における持続可能な環境整備のためにも、スポーツ団体や文化団体の指導者、企業やクラブチームの選手、社会人や大学生の競技経験者など地域の人材を発掘し、活用することが大切です。

また、道教委が整備する人材バンクや、公立学校の部活動指導員の兼職、民間のスポーツクラブの職員派遣、ICTを使った遠隔指導などの活用のほか、指導を希望する公立学校の教員が兼職兼業の許可を受けて指導を行うことも考えられます。

なお、兼職兼業の許可をする際には、教員等本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可することが大切です。

(3) スポーツ・文化施設の確保

地域クラブ活動の活動場所としては、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設のほか、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校や、廃校施設も活用することが考えられます。

学校施設の管理運営に、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進すること、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合には、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行うこと、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めることなどが望まれています。

また、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の在り方を検討する協議会などで、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定することも大切だと考えています。

なお、スポーツ・文化施設の確保に向けて取り組む際には、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年（2020年）3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」（令和3年（2021年）1月文化庁策定）を参考にすることが考えられます。

(4) 大会・コンクール等の見直し

参加資格が学校単位に限定されている市町村規模の大会・コンクール等については、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう働きかけることが大切と考えています。

また、主催者が地域クラブ活動も参加できる大会等にするよう促すため、大会等に関する支援の在り方について、見直しを検討することが大切です。

なお、大会・コンクール等は、生徒が切磋琢磨する機会となり、専門的な活動に進むきっかけや技能向上等に寄与してきましたが、一部には、練習の長時間化・過熱化等につながる状況等がみられるため、大会等の主催者に対し、生徒や教員の過度な負担とならないよう大会等の運営体制を適切なものとするよう働きかけることが大切と考えています。

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われ、必ずしも教員が担う必要のない業務です。

しかしながら、一部では「部活動は必ず学校において設置・運営するもの」、「必ず教員が指導しなければならないもの」といった意見もみられ、理解が十分ではないことから、部活動の設置・運営が法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しないこともあり得ることや、学校で部活動を実施する場合には教員のほか部活動指導員などが指導できること、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われることなどについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進していくことが大切と考えています。

(6) 費用負担の軽減

地域クラブ活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担となるような額となると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなるおそれがあるため、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、生徒の移動手段が確保されるよう送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めることが大切と考えています。

また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附や貸与等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進することが大切です。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

2 市町村の実施イメージ

ここでは、「本章1 市町村の取組」の内容について、市町村が実施する際のイメージを示します。

ここで示すイメージのほか、国のガイドラインや令和4年(2022年)11月に公開された「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」(スポーツ庁)、「文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集」(文化庁)が参考になります。

(1) 地域移行の制度設計の手順

これまで学校主体で行ってきた部活動から、地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次のような段階が想定されます。

なお、各段階は一例を示したものであり、地域の実情によって、順序が入れ替わることや省略すること、追加することも考えられます。

市町村や地域においては、当該地域の実情等を加味し、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画等を策定するなどした上で、関係者間で協議を重ねていくことが大切と考えています。

また、進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら、着実に進めていくことが大切と考えています。

《スケジュール例》

令和5年度	令和6年度	令和7年度
ア 協議会等の設置		実施競技種目等の 拡大、検証改善
イ ニーズの把握		
ウ 運営団体・実施主体の決定		
エ 地域人材の把握と 指導者の確保	一部競技種目等で試行実施	
オ 運営方針等の決定	協議会等の会議で検証・改善	

※ 検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信

ア 協議会等の設置

- ・ 市町村や地域において、市町村教育委員会、スポーツ・文化担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを設置することが大切と考えています。
- ・ 近隣の市町村と連携し、協議会などを設置することも想定されます。
- ・ 検討の初期段階では、地域の実態に応じて、市町村教育委員会等が中心となって、地域の関係者と連絡を密に取りながら、制度設計に必要な調整を行うことも想定されます。

イ ニーズの把握

- ・ 道教委のアンケート調査の結果、児童・生徒・保護者が部活動に求めるもの、参加したい活動は様々であることが分かりました。協議会等や市町村は、部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査を行うなどニーズを把握することが有効です。
- ・ また、現在、部活動にはない種目等や、レクリエーション志向の活動などのニーズについても把握し、検討に生かすことも考えられます。

ウ 運営団体・実施主体の決定

協議会等や市町村は、以下の業務を行うことができる地域クラブ活動の運営団体・実施主体を検討し、既存の団体がある場合は団体と協議の上、決定し、既存の団体がない場合は新規に設置することを検討することが考えられます。なお、運営が軌道に乗るまでは、市町村がサポートすることのほか、市町村自身が運営団体・実施主体となることも考えられます。

また、単独の運営団体・実施主体では地域全体の運営を担うことが困難な場合には、複数の運営団体・実施主体が連携し、業務を行うことも有効です。

○ 運営方針、運営方法等の決定

アの協議会等が開催する会議との連携

○ 活動の周知に係る広報活動

○ 参加者の募集、受付

○ 活動のマネジメント

活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続、保険手続、著作権等手続、事故・トラブル発生時の対応 等

○ 指導者のマネジメント

指導者の確保、従事時間管理、報酬支払、研修会実施 等

○ 参加者のマネジメント

出欠管理、安全管理、参加費徴収 等

○ 地域、学校、競技団体等と連携、関係団体のコーディネート

コーディネーターの配置

○ 活動の評価による運営改善

参加者及び保護者の満足度の把握、PDCA の活用 等

エ 地域人材の把握と指導者の確保

運営団体・実施主体や協議会等、市町村は、指導者を確保するために、地域の実情に応じて、以下の対応を検討することが考えられます。

○ 地域の人材の把握

市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等をリストアップ

○ 教員の兼職兼業

希望する教員の兼職兼業の規定や運用の改善

道教委では、地域クラブ活動での指導を希望する教員の人材バンクを整備し、登録した教員の名簿を市町村に提供する予定

○ 人材登録制度の活用

道教委では、地域クラブ活動での指導を希望する人材の登録制度を準備し、登録した人材の名簿を市町村に提供する予定

公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）の公認スポーツ指導者等のマッチングサイトの活用

○ 企業・大学等との連携

地域の企業や大学等との連携

高等学校と連携し、高校生との合同練習

○ 民間事業者との連携

スポーツクラブ、人材派遣会社等との連携

○ 近隣市町村との連携

近隣市町村と連携し、単独の市町村では実施できない種目等の実施

○ ICTを活用した遠隔指導体制の整備

遠方の指導者からも指導が受けられるよう、ICT環境の整備

オ 運営方針等の決定

運営団体・実施主体や協議会等、市町村は、地域クラブ活動の実施に当たり、以下の方針等を決定することが大切と考えています。なお、項目によっては、より早期に検討することも考えられます。

○ **運営方針等の策定**

地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか、そのために、いつまでにどのような方策をとるのかといった、方針等について協議し、関係者間で共有

○ **活動の名称**

学校の部活動と区別ができるよう活動の名称を工夫

○ **活動する種目等の決定**

地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動する種目等を決定

- ・学校で行われている種目をそのまま地域に移すのではなく、地域の実情やニーズに応じて、実施可能な種目から試行
- ・ニーズはあるものの、単独地域で実施できない種目については、近隣市町村と連携し、活動機会を提供できないか検討

○ **休養日と活動時間の設定**

国のガイドラインに沿った休養日と活動時間を設定

- ・週当たり2日以上、平日は少なくとも1日以上の休養日
- ・休日のみ実施の場合は、原則として1日を休養日
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
- ・活動時間は長くとも平日2時間程度、休日3時間程度

少数回、短時間での活動も想定

○ **費用負担の検討**

運営費用として、指導者の報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体・実施主体の事務に係る費用などを想定

生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討

○ **活動の開始時期の決定**

準備のできた種目、地域から部分的に開始すること、徐々に種目や対象地域を増やしていくことを検討

○ **実施要項の作成**

募集案内等のため、実施要項を作成

○ **保険の加入**

指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入を促進

(2) 関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信

地域クラブ活動へと移行する際には、関係団体、学校、保護者、地域住民との連携が必要となることから、検討の段階から、協議会等における検討状況等について、随時ホームページで公開するなど、適切に情報を発信していくことが大切と考えています。

その際、教員の業務負担軽減の側面のみならず、少子化の中でも子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するという観点から、地域の理解を得ていくことが大切です。

また、地域クラブ活動の会費について、サービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していくことも大切と考えています。そのため、計画の段階から幅広い関係者間で意見交換し、参画意識を醸成することや、生徒や保護者の代表者等も、地域クラブ活動の運営に積極的に参画できるようにするなどの取組を進めることが考えられます。

(3) 運営団体・実施主体と市町村の連携

ア 生徒への募集案内

平日の部活動に参加しているかどうかに関わらず、全ての生徒を対象に、募集案内を出し、どの活動に参加するか、あるいはどの活動にも参加しないか、自由に選択できるよう募集を行うことが大切と考えています。

イ 兼職兼業の許可を受けて地域の団体の指導者となることを希望する教員への対応

道教委では、地域の団体の指導者となることを希望する教員の人材バンクを整備し、登録した教員の名簿を市町村に提供する予定です。市町村教育委員会は、地域での指導を希望しない教員を地域からの要望等により、本人の意思に反して無理に兼職兼業させることのないよう、本人の意思等をよく確認し、尊重することが大切です。

ウ ハラスメント等の根絶

運営団体・実施主体は、生徒の安全の確保を徹底し、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶することが不可欠です。

道教委及び市町村は運営団体・実施主体に対して適宜、指導助言を行います。

指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、国

のガイドラインではスポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するとされています。J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用するほか、運営団体は自ら相談窓口を設けることが大切です。

必要に応じて、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体と連携しながら対応する仕組みを設置することも有効です。

エ 運営団体・実施主体の取組状況の把握

市町村は、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握して、必要に応じて指導助言を行うことが必要と考えています。

(4) 地域クラブ活動と学校の連携

地域クラブ活動は、国のガイドラインでは、スポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨^{さたく}することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障する観点から、教育的意義を持ち得るものとされています。

地域クラブ活動と学校の部活動で、指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うことが重要とされています。